

# 法学未修者選抜に関する調査

調査対象：令和5年度入学者選抜を実施した法科大学院（計34校）

# 目次

## 【本体】

<b>I. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況、選抜方法等</b> .....	<b>p. 2</b>
1. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況等 .....	p.3
2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法 .....	p.5
<b>II. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫、課題</b> .....	<b>p.10</b>
1. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫 .....	p.11
2. 法学未修者選抜における評価・判定の課題 .....	p.12
<b>III. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫、課題</b> .....	<b>p.13</b>
1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫 .....	p.14
2. 入学者の多様性の確保に係る課題 .....	p.15
<b>IV. 法学未修者選抜の変遷</b> .....	<b>p.16</b>

**【参考情報】** ※ II～IVの自由記述の内容について、各大学の回答を抜粋し整理したもの（事務局で表現を一部修正）

<b>II-1. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫</b> .....	<b>p.20</b>
<b>II-2. 法学未修者選抜における評価・判定の課題</b> .....	<b>p.22</b>
<b>III-1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫</b> .....	<b>p.26</b>
<b>III-2. 入学者の多様性の確保に係る課題</b> .....	<b>p.29</b>
<b>IV. 法学未修者選抜の変遷について</b> .....	<b>p.31</b>

# **I . 令和 5 年度法学未修者選抜の実施状況、 選抜方法等**

## 1. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況等①

## ■ 法学未修者選抜の実施状況

		実施件数	実施校数	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	競争倍率 (受験者数/ 合格者数)
全体		-	34校	12,174人	10,540人	3,782人	1,971人	2.79倍
うち	<b>法学未修者</b> (※1)	<b>113件</b>	<b>34校</b>	<b>3,743人</b> (30.7%)	<b>3,263人</b> (31.0%)	<b>1,002人</b> (26.5%)	<b>583人</b> (29.6%)	<b>3.26倍</b>
	うち特定の者(①～④)を対象とする選抜枠を設けている(※2)	30件	14校	560人	531人	147人	93人	3.61倍
	①社会人経験者	19件	12校	421人	406人	100人	68人	4.06倍
	②法学以外の学部出身者(※3)	14件	7校	235人	227人	64人	39人	3.55倍
	③外国語能力が極めて高い者、 海外大学出身者	16件	5校	154人	138人	50人	27人	2.76倍
④早期卒業者	1件	1校	3人	3人	3人	3人	1.00倍	

※1 ()内は全体に占める割合。

※2 「うち特定の者(①～④)を対象とする選抜枠を設けている」の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数の値は実数であり、①～④のカテゴリの志願者数・受験者数・合格者数・入学者数それぞれを合計した値とは一致しない(複数のカテゴリを対象とする入試を行っている場合、それぞれのカテゴリに人数を計上しているため)。

※3 理系学部出身者のみを対象とする場合も含む。

## 1. 令和5年度法学未修者選抜の実施状況等②

## ■ 法学未修者選抜の実施時期

	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
実施件数(※1)	0件	0件	2件	7件	18件	25件	15件	12件	7件	12件	14件	1件
実施校数(※2)	0校	0校	1校	5校	13校	18校	14校	11校	5校	9校	10校	1校

※1 実施件数について、同一の試験区分で複数日にわたって試験を行う場合は、最初の試験日に件数を計上する（例：9月1日に筆記試験、10月1日に口頭試問を行った場合は9月に計上）。

※2 実施校数について、1つの法科大学院で複数回入学者選抜を実施している場合があるため、実施校数の合計は入学者選抜を実施した法科大学院の数（34校）とは一致しない。

## 2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法①

## ■ 法学未修者選抜の選抜方法

小論文・ 筆記試験	対面による 審査	書面による 審査	審査項目			件数	校数
			学業 成績	志望 理由	外国語 能力		
○	○	○	小計			<b>69件 (15件)</b>	<b>24校 (7校)</b>
			○	○	○	7件 (6件)	2校 (1校)
			○	○	△	49件 (6件)	16校 (3校)
			○	○	×	7件 (3件)	4校 (3校)
			○	×	×	4件 (0件)	1校 (0校)
			×	○	○	2件 (0件)	1校 (0校)
○	×	○	小計			<b>29件 (1件)</b>	<b>16校 (1校)</b>
			○	○	○	1件 (1件)	1校 (1校)
			○	○	△	26件 (0件)	14校 (0校)
			○	○	×	2件 (0件)	1校 (0校)
×	○	○	小計			<b>15件 (14件)</b>	<b>10校 (9校)</b>
			○	○	○	7件 (7件)	3校 (3校)
			○	○	△	4件 (4件)	4校 (4校)
			○	○	×	4件 (3件)	3校 (2校)
計						<b>113件 (30件)</b>	

小論文等・対面による審査については、○：あり、×：なし

書面による審査については、○：提出必須、△：提出任意、×：提出不可

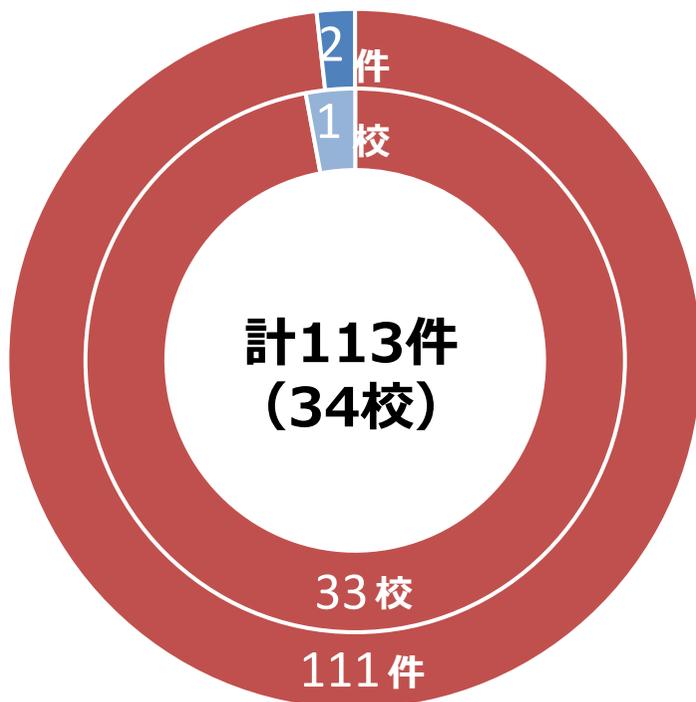
件数・校数のかっこ内は「特定の者（①社会人経験者、②法学以外の学部出身者、③外国語能力が極めて高い者、海外大学出身者、④早期卒業者）を対象とする選抜」に該当する件数。

小論文等を課すのは計98件（86.7%）、対面審査を課すのは計84件（74.3%）

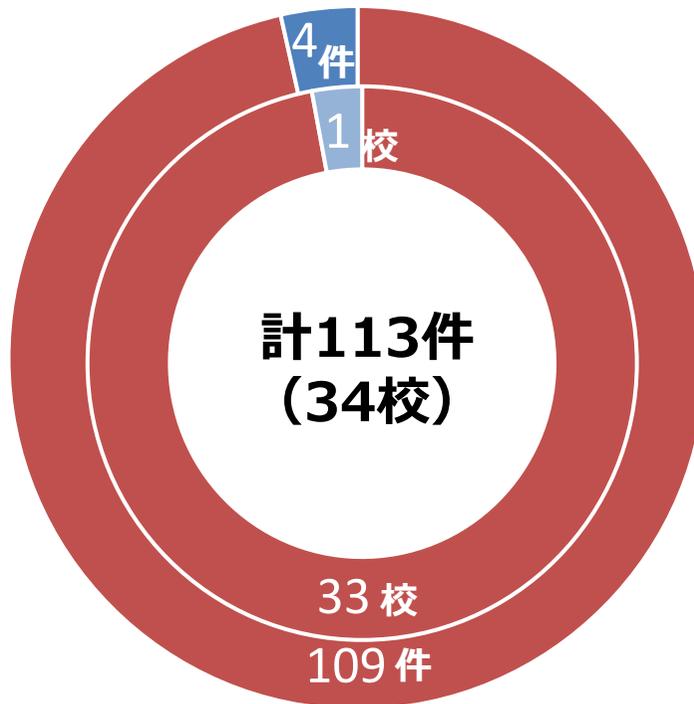
## 2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法②

### 書面による審査

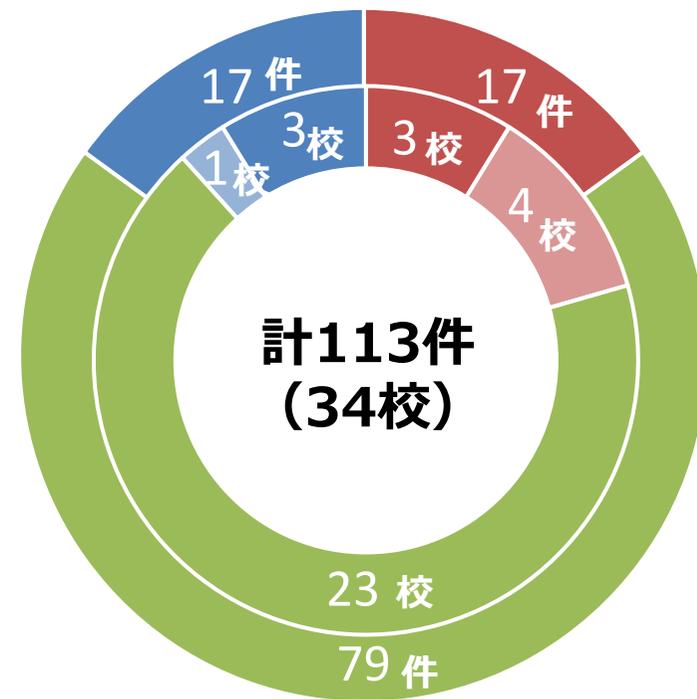
#### <学業成績に関するもの>



#### <志望理由等に関するもの>



#### <外国語能力に関するもの>



<実施件数> ■ 提出必須 ■ 提出任意 ■ 提出不可

<実施校数> ■ 全ての入試で提出必須 ■ 一部の入試で提出必須 ■ 提出任意 ■ 一部の入試で提出不可 ■ 全ての入試で提出不可

※円グラフの外側は実施件数、内側は実施校数

## 2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法③

### 書面による審査

#### 評価する資質・能力の例

- |                  |                  |                 |
|------------------|------------------|-----------------|
| ✓ 法曹としての素質・適性、熱意 | ✓ 文章読解力          | ✓ 社会への興味関心      |
| ✓ 学習意欲・学修態度      | ✓ 論理的思考力、判断力、分析力 | ✓ 問題発見能力        |
| ✓ 協調性            | ✓ 表現力、論述力        | ✓ 社会的経験         |
| ✓ 自己分析能力         | ✓ 外国語能力          | ✓ 他分野での専門的学習の成果 |

#### 提出を求める書面の例

##### <学業成績に関するもの>

成績証明書（出身大学等より発行）、成績申告書（所定様式で単位数・成績の集計を求めるもの）

##### <志望理由等に関するもの>

志望理由書、自己評価書等（指定したテーマについて制限文字数内での論述を求めるもの）

（テーマの例）※下記の組み合わせによるものが多数

- ・法曹を志望する理由、目指す法曹像、法曹として必要な資質
- ・当該法科大学院を志望する理由、入学後の学修時間の確保及び学修継続の意志
- ・資質・能力に関する自己評価（これまで大学等で学んできたこと、法曹・法律家としての自己の適性）
- ・学業以外の実績、社会人としての活動実績、法学部以外の学部において学んだこと
- ・関心をもっている社会問題についての見解
- ・大学・大学院等で、どのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか

##### <外国語能力に関するもの>

外国語能力試験の成績証明書、海外の高校、大学、大学院の卒業証明書・修了証明書

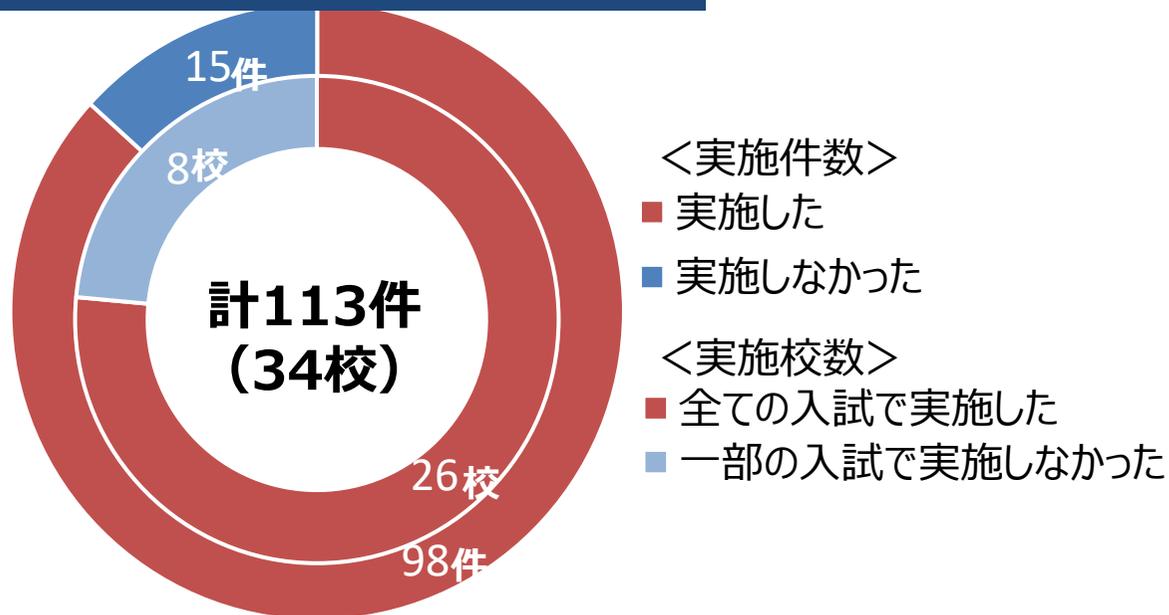
##### <その他>

履歴書、各種資格取得の証明書、推薦書、学位論文の概要（修士以上）

## 2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法④

### 小論文・筆記試験

#### 実施状況の概要



#### 評価する資質・能力の例

- ✓ 文章読解力
- ✓ 論理的思考力、判断力、分析力
- ✓ 柔軟な思考力
- ✓ 限られた時間での処理能力
- ✓ 問題発見能力、問題解決能力
- ✓ 社会や人間関係に対する洞察力
- ✓ 論理的文章の作成力、構成力
- ✓ 表現力、自ら思考した内容を的確に文章化する能力

#### 出題例

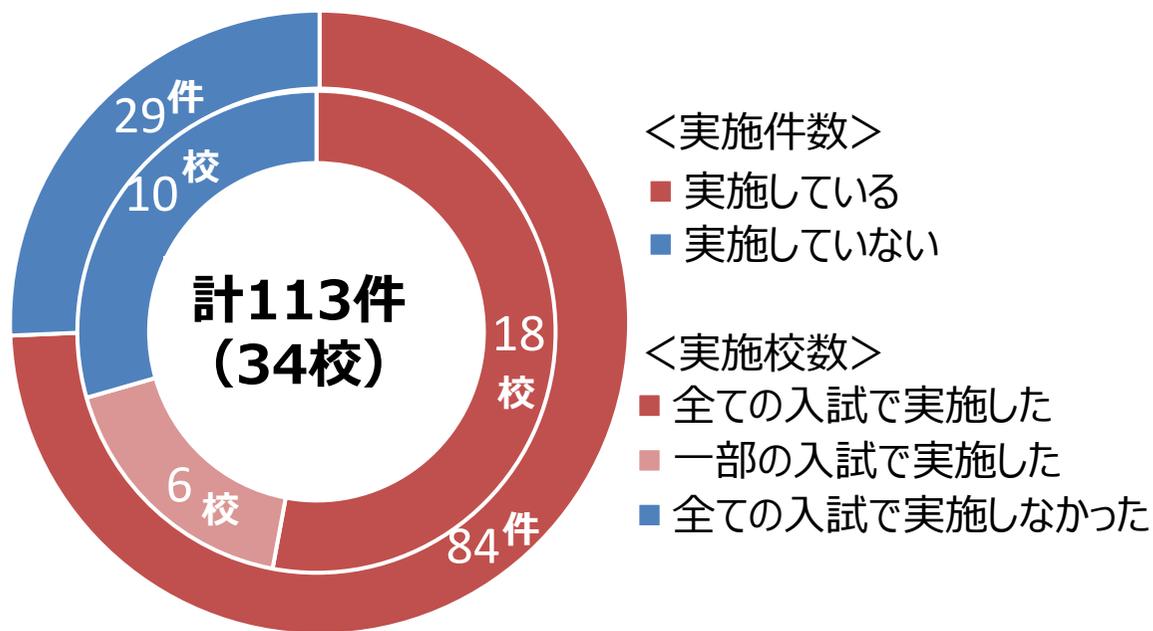
- ✓ 時事・社会問題等や社会科学全般に関する長文の資料（法的知識を必要としないもの）を提示し、その資料に関する設問に対して記述式による解答を求める。
- ✓ 複数の資料を読み論拠を整理した上で1400字以内でまとめる。
- ✓ 現代社会における特定の問題を論じさせるものなど各種の内容で構成するものとし、長文（3000字程度）を提示して出題。2000字程度の記述を求める。
- ✓ 法律学の専門知識を問うことはないが、法的分野に関連する問題が出ることはある。

※円グラフの外側は実施件数、内側は実施校数

## 2. 令和5年度法学未修者選抜の選抜方法⑤

### 対面による審査

#### 実施状況の概要



#### 評価する資質・能力の例

- ✓ 表現力、論述力、説得力
- ✓ コミュニケーション能力
- ✓ 法曹としての素質・適性、熱意
- ✓ 自己学習・生涯学習の自覚・意欲
- ✓ 文章読解力
- ✓ 論理的思考力、判断力、分析力
- ✓ 思考の柔軟性
- ✓ 協調性
- ✓ 社会への興味関心
- ✓ 外国語の理解力、運用力

#### 出題・質問例

- ✓ 志望理由、学修に取り組む姿勢
- ✓ これまでの実績（学修歴、活動実績、職歴等）
- ✓ これまでの学修や職業経験から得たもの
- ✓ 事前提出書類（志望理由書、自己評価書等）に関する質問
- ✓ 試験当日に試験室で提示した長文に関する設問
- ✓ 小論文・筆記試験（対面審査の前に実施済）の解答内容に関する質問
- ✓ 時事問題

※円グラフの外側は実施件数、内側は実施校数

## **Ⅱ. 法科大学院における教育を受ける上で求められる 適性・能力の評価・判定に係る取組・工夫、課題**

# 1. 法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するための取組・工夫についてご記入ください。

## <回答例>

- 全ての志願者に対し、書類審査・小論文試験・面接審査の3種類の審査を組み合わせることで選抜を実施することにより、多面的に適性・能力を評価・判定。(多数)
- 社会人経験者、法学部以外の学部出身者等の一部の志願者を対象に面接審査を行い、出願者のバックグラウンドを踏まえた質問等を通じ、適性・能力を評価・判定。(多数)
- 社会的問題に対する分析力・思考力等を評価するため、人間・社会に関する問題を出題するなど、評価したい能力に応じた出題文の選定及び設問の作成。
- 面接審査の審査内容を「人物審査」と「能力審査」に分け、各審査において細かな確認事項を設けるなど、評価したい能力に応じた評価事項の詳細な設定。
- 面接試験において過去の学修における成功体験を確認し、それを踏まえて法律の学修においても目標を達成できると考えているか確認するなど、過去の体験を踏まえた学修意欲・態度の評価。
- 選抜方法・出題内容の的確性や実効性の検証。

## 2. 法学未修者選抜における評価・判定の課題

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

### <回答例>

- 未修者については、法的知識およびその運用能力を試験することなく選抜するため、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を見極めることが難しい。（多数）
- 入学者選抜の成績と入学後の成績が相関しない場合がある（入学者選抜で論理的思考力が高いと評価された者でも、入学後の法律科目の成績評価が高くない場合があるなど）（多数）
- 入学者選抜と入学後の成績の相関の検証を通じ、入学後も法的知識を高いレベルで身に付けていける者の選抜方法について適切な方法論の確立が課題。
- 読解能力と表現力を正確に評定するための小論文試験の課題文の選定、設問の形式が課題。
- 法学を学修するにあたり必要な能力の全てを小論文試験や面接試験で評価することは困難であるが、これらに代わる適切な評価・判定方法を見いだせていない。
- 学修態度・意欲（自学自修の時間を継続的に確保できるか、学修意欲を維持することができるかなど）については、書類審査や限られた面接審査の時間では判定しきれない。

## **Ⅲ. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫、課題**

## 1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

### <回答例>

- 一般選抜とは別に、特定の者を対象とする選抜枠を設定（対象者の例：社会人経験者、法学以外の学部出身者、外国語能力が極めて高い者）。（多数）
- 学修歴、語学試験や各種資格試験の成績、活動実績、社会人経験等を考慮して多様な観点から評価。（多数）
- 社会人経験者や法学以外の学部出身者の入学者数・割合の目標を定め、優先的に選抜。
- 有職者等の多様な者が参加しやすいよう、説明会の複数回・土日夜間開催、入学者選抜の複数回実施。（多数）
- 社会人経験者、法学以外の学部出身者、女性など特定の者に向けた説明会・セミナー等の開催。
- HPや説明会等において、社会人経験者や法学以外の学部出身者の修了生を紹介、学修支援・経済的支援制度（長期履修制度、学修アドバイザーによるフォローアップ制度、奨学金等）について周知。

## 2. 入学者の多様性の確保に係る課題

入学者の多様性の確保に係る課題がございましたらご記入ください。

### <回答例>

- 多様なバックグラウンドを有する入学者がそれまで法律学のみを学んできた入学者に比べて司法試験合格率があまり高くなく、司法試験合格率の向上と多様性の確保のジレンマに苦慮している。
- 入学者の多様性の確保が要請される一方で、標準修業年限修了率や司法試験合格率の向上も求められているが、両者は実際上両立しない。
- 多様性の確保は重要ではあるが、他方で、特別枠などを設けると適切な競争が働かない懸念があり、そのバランスについて苦慮する（過去に未修者を対象とした社会人特別入試を実施していたが、志願者が少なく競争性が担保できなかったことや入学者の学修状況を踏まえて同制度を廃止）。
- 法科大学院及び法曹自体の魅力・意義の発信が必要。
- 様々なバックグラウンドを持つ広範囲の受験（候補）者に向けた効果的な広報、法学部以外の学部に対しての働きかけの方法について模索している。
- 本学法科大学院の規模や環境から、夜間授業の実施や同一科目の複数回実施が困難であるため、社会人入学生の確保に向けた対策が大きな課題となっている。
- 実際の未修者コース入学者の多くは法学部出身であり、多様性の確保は充分とはいえない。

## **IV. 法学未修者選抜の変遷**

## 法学未修者選抜の変遷①

未修者入学者選抜の変遷についてお尋ねします。主要な変更について、①変更した時期、②背景・理由（どのような考慮、配慮のもとに変更することとしたか）、③変更の内容をご記入ください。

各法科大学院において、随時、法学未修者選抜の見直しが行われてきたところであるが、特に多く見られた回答は下記のとおり。

- 入学者の多様性の確保の観点から、一般選抜とは別に、社会人経験者、法学以外の学部出身者、外国語能力が極めて高い者など、特定の者を対象とする選抜枠を新設。  
→ その後、運用状況や選抜全体の見直しの流れを踏まえ、廃止した例も複数あり。
- 志願者の資質・能力をより効果的に評価・判定するため、提出を求める書面や面接試験を追加、記載を求める字数を増加、重視する項目の配点（比重）を増加。
- 志願者の出願機会の確保、利便性の向上の観点から、選抜の実施回数を増加、選抜日数・試験時間を短縮、選抜会場を追加（法科大学院が所在していない地域での選抜の実施）。  
→ その後、運用状況等を踏まえ、実施回数や選抜会場を削減した例も複数あり。
- 平成30年から法科大学院全国統一適性試験が実施されなくなったことを受け、審査内容や配点を見直し。

## 法学未修者選抜の変遷②

法学未修者選抜の変遷について、各大学の記述を6項目に整理した上で入学者選抜年度ごとに取組を変更したと回答した大学数を記号（◎：5校以上 ○：3～4校 △：1～2校）でプロットしたもの。具体例は参考情報を参照。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
選抜枠 (p.31～33)				△		△	△			△	△	○	○		△	△	△	△		△	
審査内容 (p.34～35)								△	△	△		○	○	△	◎	○		○		△	△
配点 (p.36)							△	△			△				○	○					△
選抜の実施回数 (p.37)	△						△	△	○		○	◎	○	△	△	○	△	△	○		
選抜会場 (p.38)												△	△			△	△				
試験時間 (p.38)					△		△		△							△			△		

# 参考情報

Ⅱ～Ⅳの自由記述の内容について、各大学の回答を抜粋し整理したもの  
(事務局で表現を一部修正)

# 【参考情報】Ⅱ－1．法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫①

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するための取組・工夫についてご記入ください。

## 選抜方法、評価・判定方法

- ✓ 全志願者に対して、書類審査・小論文試験・面接審査の3種類の審査を行い、多面的に出願者の適性・能力を評価・判定している。（筑波、千葉、一橋、金沢、岡山、琉球、東京都立、学習院、創価、日本、法政、南山、関西、関西学院、福岡）
- ✓ 一部の志願者（社会人経験者、法学部以外の学部出身者、外国語能力が優れている者等）を対象に面接審査を行い、出願者のバックグラウンドを踏まえ、適性や能力を評価・判定している。（名古屋、京都、大阪、神戸、専修、同志社、立命館）
- ✓ 面接審査の審査内容を「人物審査」と「能力審査」に分け、それぞれの審査において細かな確認事項を設定し、面接を行っている。（創価）
- ✓ 面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とする場合がある。（琉球）
- ✓ 出願書類において、大学在学時の成績表の提出に加え、A+・A（秀・優）以上の割合を記載させ、学業において一定の努力の成果を修めているか否かを確認。また、法曹には学び続ける姿勢が求められるところ、資格（語学能力を含む）も自己研鑽の表れと考えることができるため、独立の項目を設けて評価。（南山）

## 的確性、実効性の検証

- ✓ 入学試験問題編集委員会において、複数回（例年5～6回程度）にわたり、法学未修者の小論文試験問題の的確性について検討・確認をしている。（日本）
- ✓ 入学試験時の小論文の成績と在学中の法律基本科目の成績、司法試験の成績の関係を把握し、入学試験等委員会において、選抜の実効性を随時検証。（愛知）

## 【参考情報】Ⅱ－1．法学未修者選抜における評価・判定の取組・工夫②

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するための取組・工夫についてご記入ください。

### 出題・質問内容

- ✓ 書類審査において、「法律実務家を目指す理由、及び自身が法律家としての適性を有すると考える理由」を検討し、論述させることで、そもそも適性とは何か、そのような適性を得るためにどのような努力・現状にあるかを可視化する一助とするとともに、その検討自体を入試の評価の要素としている。（九州）
- ✓ 相当の学習能力とともに豊かな人間性を備えた入学者を受け入れるため、小論文試験及び口述試験において、人間・社会に関連した問題を出題し、社会的問題に対する分析力・思考力・理解力・判断力等を測るよう工夫している。（千葉）
- ✓ 小論文試験問題において、主に長文読解能力・文章表現力を判定する問題と、ある社会課題に対して、肯定説・否定説を問わず、必ず自説を展開することを課すことで推論・論理的思考力を判定する問題を設定。また、面接試験において、自己評価書の内容に基づき質疑応答を行い、人間と社会に対する健全な関心・判断能力、コミュニケーション能力を評価・判定している。（金沢）
- ✓ 面接試験において、志望動機、目指す法曹像、自らの経験、法科大学院での学修に向けた取組姿勢等を記した自己評価書に基づき質問を行い、法律家として相応しい資質・素養を備えているか確認するとともに、論理的思考力・考え方の柔軟性などをはかる口頭試問（例：近時の社会的課題を示し、課題に対する自己の考え方について応答を行う）をあわせて実施。（上智、福岡）
- ✓ 面接試験において、これまでの学習における成功体験を確認し、その体験を踏まえて初めて取り組む法律の学習においても目標を達成できると考えているか確認している。（専修）

## 【参考情報】Ⅱ－２．法学未修者選抜における評価・判定の課題①

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

### 法学に関する適性・能力に関する評価

- ✓ 法学教育を受けたことがない者の法学への適性については実際に入学して授業や試験を受けてみないとわからない部分が多く、より選抜の精度を高めることは開学以来の課題である。
- ✓ 法律学を学んだことのない志願者が法律家としての適性を有しているかどうかを評価・判定する現行の制度の精度をより一層高めることが課題。
- ✓ 一般的に、法学を学んでいない者の適性・能力を評価・判定することには困難が伴う。
- ✓ 未修者試験においては法律問題の出題が認められない中で、リーガルマインドをどのように測るかという点が課題である。
- ✓ 入試で法律の問題を課しているわけではないので、既修者試験に比べると法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を見極めることが難しく、入学後、アンマッチが生じるリスクがある。
- ✓ 未修者については、法的知識およびその運用能力を試験することなく選抜するため、入学後に法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を十分に有しないなどのミスマッチが生じることは避けられない。
- ✓ 未修者の中には、法律学の学習内容がそれまでの自己のイメージと違う等の理由により勉学意欲を失うことがあり、この点については、入試の段階では適切に把握しきれないことがある。
- ✓ 優秀な学生が選抜できている一方、未修者の多様性の反面として法学学修に躓く例も少なくない。法学専門試験によらずに法科大学院での学修に対する適性・能力を評価するための、より適切な出題内容、選抜方法の開発が課題である。

## 【参考情報】Ⅱ－２．法学未修者選抜における評価・判定の課題②

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

### 法学に関する適性・能力に関する評価（続き）

- ✓ 入学者選抜の成績と入学後の成績が相関しない場合があり、現時点の取組による評価には限界があると認識している。
- ✓ 法学未修者入試では、入試成績と入学後成績の相関関係は必ずしも高いというわけではない。もっとも、このことは、法学未修者入試に際して、小論文試験や面接試験において法学知識を問う問題はなく、法学の知識の有無がわかる資料による配点を行っていないことから当然に生ずる帰結ではある。
- ✓ 論理的思考力はあっても、法学の勉強についていけない学生がおり、論理的思考力とは別に、法学を学ぶ適性・能力を判定する必要がある。
- ✓ 現在の入試の小論文試験では「論理的な分析能力や文章能力」を測っているが、その入試の成績と入学後の学業成績がリンクしておらず、不適合による中途退学者が少なからず発生している。
- ✓ 法学に関する事柄を問わない形で、法学教育を受ける上で求められる適性・能力の有無やその程度を評価するには限界がある。法学教育を受けていることを前提としない法的な問題を提示してその場で考えてもらうような試験や、法的な文章を提示してその場で読んでもらい理解度を試すような試験は、法的思考に対する適性の有無を確認するために有効と考える。各法科大学院における1年次配当の授業科目等のカリキュラムに応じて、もう少し柔軟な出題ができるようにすべきと考える。

## 【参考情報】Ⅱ－2．法学未修者選抜における評価・判定の課題③

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

### 法科大学院教育自体への適性の評価

- ✓ 3年間にわたる法科大学院教育への耐性（耐久力）の評価が課題。
- ✓ 学生自身が入学前に想像していた生活と入学後にギャップを感じる（自主的な学習の重要性、純粹未修者は知識不足から挫折感を感じる等）ことが多い印象を受けるが、面接試験では受験生も前向きな回答しからないため、司法試験に向けた受験生の主体的な取り組み等も面接で上手く引き出すことが課題である。
- ✓ 自学自修の時間を継続的に確保できるか、学習意欲を維持することができるか、日常的に学習する習慣が身についているか等については、書類審査や限られた面接審査の時間帯では判定しきれない面がある。

### 選抜方法、評価・判定方法

- ✓ 小論文のみでは適性・能力を完全に判断することは難しいと感じているものの、これを補う適切な評価・判定方法を見出せていない。
- ✓ 法学を学修するにあたり必要な能力のすべてを小論文試験や面接試験ではカバーできず、入学後の学修とのミスマッチが生じる場合があるが、これらに代わる適切な判定方法を見いだせていない。
- ✓ 小論文試験や面接試験のほかにも適切な方法がないか検討している。

## 【参考情報】Ⅱ－２．法学未修者選抜における評価・判定の課題④

法科大学院における教育を受ける上で求められる適性・能力を有するかどうかを評価し、判定するにあたり、課題がございましたらご記入ください。

### 出題内容

- ✓ 法学未修者の司法試験合格率が法学既修者よりも低い現状において、法学未修者の合格率を向上させるためにはどのような小論文試験を課すべきかについて苦慮している。
- ✓ 小論文試験の出題・採点のあり方が最たる課題であり、具体的には、小論文試験の課題文の選定、発問の形式など、読解能力と表現力を正確に評定できるシステムの構築が必要。

### 入学者選抜の実効性の検証

- ✓ 入学者選抜における成績と法科大学院在学中の成績、司法試験の結果（成績）との関連性の検証が継続的な課題となっている。今年度から学生にかかる成績データの蓄積・利活用の条件が整いつつあり、今後、継続的な当該検証制度のありかたについて議論を進める予定。
- ✓ 入学者選抜において、未修者コース試験（小論文試験および面接試験）で上位の成績を収めている合格者の中に入学してから伸び悩んでいる者がいるため、入試成績と入学後の成績の相関を丁寧に調査し、入学後も法的知識を高いレベルで身に付けていける者をいかに見出すかについて適切な方法論の確立が重要な課題であると認識している。

### その他

- ✓ 比較的高齢の社会人経験者については、入学後に予想したほど学力が向上しないことがある点で、志望理由書、小論文及び口述試験では、測定しきれない面があることも認識している。したがって、社会人経験者の評価については、より適切な選抜方法を工夫する必要があると考えている。

# 【参考情報】Ⅲ－1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫①

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

## 出願資格・選抜枠

- ✓ 一般選抜とは別に、特定の者を対象とする選抜枠を設けている（対象者の例：社会人経験者、法学以外の学部出身者、外国語能力が極めて高い者）（東京、金沢、名古屋、京都、大阪、神戸、上智、専修、創価、愛知、同志社、立命館、関西）
- ✓ 出願資格として職歴要件を課し、現在社会人である者、社会人経験を有する者のみが出願可能（筑波）

## 経歴・資格等の評価

- ✓ 学修歴、語学試験や各種資格試験の成績、活動実績、社会人経験等を考慮して多様な観点から評価している（多数）
- ✓ 社会人経験者や法学以外の学部出身者の入学数・割合の目標を定め、優先的に選抜するよう努めている。（早稲田、福岡、京都、九州、琉球）

## 説明会や入学者選抜の回数・日程・時間帯への配慮

- ✓ 説明会や入学者選抜の複数回実施、土日開催（多数）
- ✓ 有職の社会人が参加しやすいよう、入学者選抜説明会の開催時間を遅い時間（18時以降）に設定し、対面とオンライン併用のハイブリッドにて実施。（福岡）

## 【参考情報】Ⅲ－1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫②

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

### 広報

- ✓ HPや説明会等において、多様なバックグラウンドを持つ人材を求めている旨や、学修支援・経済的支援制度（長期履修制度、学修アドバイザーによるフォローアップ制度、奨学金等）について周知（多数）
- ✓ 入試説明会では、社会人入学や法律系以外の学部・学科から入学したOB・OGの話を直接聞く機会を設けるなど、修了後のキャリアパスを明確に描けるよう努めている。希望者には個別説明（オンライン）に応じている（岡山）
- ✓ 様々な広報媒体を用いて、社会人経験者や法学以外の学部出身者の修了者を紹介（中央、琉球）
- ✓ 特定の者（法学以外の学部出身者、社会人経験者、女性）に向けた説明会等の開催、周知（実施例）
  - ・学内の他学部の学生を対象とした法曹の任務に関する授業を開講（北海道）
  - ・法学部以外の学部の学生に向けても学内説明会の開催を周知するよう取り組んでいる。（東北）
  - ・他学部や社会人を対象とした説明会の開催（創価）
  - ・女性法曹輩出プロジェクト（FLP）で、定期的にシンポジウムや相談会等を実施（早稲田）
  - ・女子中高生を対象とした広報イベントを弁護士会と共同開催（北海道）
- ✓ 募集要項において、性の多様性を尊重している旨を明言しており、性別欄の記載や入学後の呼称などについて具体的な配慮を示している（琉球）

## 【参考情報】Ⅲ－1. 入学者の多様性の確保に係る取組・工夫③

入学者の多様性の確保に係る取組・工夫についてご記入ください。

### 学修支援・経済的支援制度

- ✓ 長期履修制度の導入（多数）
- ✓ 社会人経験者への支援として、教育訓練給付制度の申請（北海道、岡山）
- ✓ 優秀入学者特別奨学金の一部は、他学部出身者・社会人に優先的に割り当てられている（九州）
- ✓ 主に仕事を持つ社会人を対象とし、夜間及び土曜日の授業のみで法科大学院を修了することができる夜間コースを開講（日本）
- ✓ 学内に託児室を設けており、学生には利用料の補助を行っている（上智）

## 【参考情報】Ⅲ－２．入学者の多様性の確保に向けた課題①

入学者の多様性の確保に係る課題がございましたらご記入ください。

### 司法試験合格率等の向上や入学者選抜の競争性確保とのバランス

- ✓ 司法試験合格率を維持しながら、いっそう多様性を高めるためにいかなる取組を導入できるかが課題。
- ✓ 未修者の司法試験合格率が低迷していることは、多様な人材確保への障害になっている。
- ✓ 多様なバックグラウンドを有する入学者がそれまで法律学のみを学んできた入学者に比べて司法試験合格率があまり高くない現実があり、合格率の向上と多様性の確保のジレンマに苦慮している。
- ✓ 入学者の多様性確保が要請される一方で、標準修業年限修了率や司法試験合格率の向上も求められているが、両者は実際上両立しない。
- ✓ 過去に未修者を対象とした社会人特別入試を実施し、書類と面接による選考を行ったが、志願者が少なく競争性が担保できず、また、入学者の学習状況も踏まえて同制度は廃止した。現在は、社会人についても一定の競争性を確保した一般選抜入試において選考することが妥当であろうと判断している。多様性の確保は法科大学院創設の趣旨からしても重要ではあるが、他方で、特別枠などを設けると適切な競争が働かない懸念があり、そのバランスについて苦慮する。

### 広報

- ✓ 法科大学院及び法曹自体の魅力・意義の発信。
- ✓ 様々なバックグラウンドを持つ広範囲の受験（候補）者に向けた効果的な広報の方法を模索している。
- ✓ 法学部以外の学部に対しての働きかけ。

## 【参考情報】Ⅲ－２．入学者の多様性の確保に係る課題②

入学者の多様性の確保に係る課題がございましたらご記入ください。

### 学修支援・経済的支援制度

- ✓ 本学法科大学院の規模や環境から、夜間授業の実施や同一科目の複数回実施が困難であるため、社会人入学生の確保に向けた対策が大きな課題となっている。
- ✓ 長期的視野に立った取組に加え、即効性のある取組の検討が課題。例えば、社会人を確保するための即効性のある取組として、長期履修制度などの導入が考えられるが、本学の段階的なカリキュラム体系との調整の難しさという問題がある。また、女性学生の増加に向けた即効性を見込める取組として、女性学生の入学枠制度、または、入学金・授業料減免における女性入学者の優遇などが考えられるが、これらが社会的に許容される制度といえるかどうか、また、後者には財政的な支援がなければ実現できないという問題がある。

### その他

- ✓ 多様な人材を確保することを念頭に入試を実施しているが、そのような者を入試で合格させても、実際には入学しない（入学を辞退する）ケースが多い。
- ✓ 実際の未修者コース入学者の多くは法学部出身であり、多様性の確保は充分とはいえないと認識。
- ✓ 法科大学院としては、法律系以外の職種を経験するなど、多様なバックグラウンドを持った学生を確保したいと考え、選抜方法も工夫を試みているが、多くの社会人にとっては職を辞しての選択となるため、法科大学院進学はかなりハードルが高いと言わざるを得ない。これは個別の法科大学院の努力によって克服できる問題ではないため、今後政策レベルの対応がとられることが望ましいと思われる。

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について①

未修者入学者選抜の変遷についてお尋ねします。主要な変更について、①変更した時期、②背景・理由（どのような考慮、配慮のもとに変更することとしたか）、③変更の内容をご記入ください。

### 選抜枠

- ✓ 平成16年度入学者選抜より令和3年度入学者選抜まで特別選抜を実施。TOEFL又はTOEICのスコアも考慮の対象に入れる語学能力重視等の特別選抜を実施していたが、特別選抜で合格する受験生については全員が一般選抜を併願しており一般選抜でも合格するという状況がみられることもあり、入試効率化の観点から廃止。（琉球）
- ✓ 平成26年度入学者選抜より、志願者の経済的負担の軽減を目的として、スカラシップ入試を実施。当該選考においては、一般入試と異なり、面接試験の配点を70点、志望理由書の記載内容を「スカラシップ入試の趣旨、学業実績、キャリアを踏まえ専修大学法科大学院を志望した理由」（1300以上1400字）とした。選抜方法として、「適性試験第4部の採点100点」と「筆記試験（小論文）100点」のいずれによるかを志願者が選択できるようにした。（専修）
- ✓ 平成27年度入学者選抜より、適性試験を含め既存の基準に照らすと選抜の網の目からもれてしまう有為な人材を発掘することを目的とし、「人材発掘入試」を新設。特別選抜（5年一貫型・開放型）の入試を導入するにあたり、令和4年度入学者選抜より廃止。（早稲田）
- ✓ 平成28年度入学者選抜において、地域に根差した法曹養成に資するため、未修者入試に「中四国地域枠特別入試」を新設（地域で区切ることの公平性の観点から当該年度限り）。（岡山）
- ✓ 平成28年度入学者選抜より、社会人又は法学部出身者以外の層の受験を促すことを目的とし、社会人又は他学部卒業者を対象とした特別選抜（未修者、定員5名）を新設。法曹基礎課程特別選抜の実施に伴う見直しにより、令和4年度入学者選抜より廃止。（東北）

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について②

### 選抜枠（続き）

- ✓ 平成28年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを持つ学生を確保することを目的として、「他学部出身者・社会人特別選抜」を新設。この選抜制度においては、「法科大学院全国適性試験の成績（第1部～第3部）、TOEICの成績、学業成績、自己推薦書、及び面接試験の結果を総合して合否を判定」（＝小論文試験等の筆記試験を課さないこととしていた。法科大学院全国統一適性試験の廃止を受け、**平成30年度入学者選抜より廃止。**（一橋）
- ✓ 平成28年度入学者選抜より、多様な人材の確保を目的とし、筆記試験（小論文）を課さずに書類と面接により合否を判定する「社会人特別入試」を新設。「社会人特別入試」による入学者の学習状況を踏まえ、**令和元年度入学者選抜より、廃止。**（明治）
- ✓ 平成29年度入学者選抜より、他学部出身者、社会人の受験生の便宜を図るため「法学未修者特別選抜」枠（募集人員10名程度）を設け、従来の未修者枠の小論文試験に代えて口述試験を課した。（京都）
- ✓ 平成30年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを有する人材育成を目的とし、社会人・他学部生を対象とする特別入試を設けた。（神戸）
- ✓ 平成30年度入学者選抜より、早期卒業・飛び入学者を対象とするジャンプアップ入試制度を新設（学習院）
- ✓ 平成30年度入学者選抜より、教場試験を行わず、書類選考および面接試験で、優秀な学部3年生からの入学者を獲得することを目的とし、学部3年次生特別選抜入試枠を設けた。特別選抜（5年一貫型・開放型）の入試を導入するにあたり、**令和4年度入学者選抜より廃止。**（早稲田）
- ✓ 平成31年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを有する者の確保、グローバルに活躍する法曹の養成を目的とし、優れた外国語能力を有する者を対象とする「特別選抜（グローバル法曹）枠」（募集定員5名）を設けた。（大阪）

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について③

### 選抜枠（続き）

- ✓ 令和元年度入学者選抜より、特待生入試、早期卒業・飛び入試を実施。令和2年度入学者選抜より、広く奨学生枠を確保するため特待生入試を廃止し、第1～5期入試の各期それぞれについて、早期卒業・飛び入学入試は一般入試に含める形で行い「特待・奨学生枠」を設け、各期の入試成績優秀者から選考することとした。（法政）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、法曹として求められる資質、法曹としての潜在能力を評価する為、より多面的な評価（書類審査・小論文試験・面接試験（口頭試問）による審査）を行う機会として、一般選抜（法学未修者コース）法曹ポテンシャル入試を導入した。（中央）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、学部3年+院3年の6年での修了を目指す新たな志願者の獲得を目的として従来既修者選抜のみを実施していた卒業見込者特別入学試験に未修者選抜を追加した。（関西）
- ✓ 令和3年度入学者選抜より、国際法曹養成を目的とし、外国籍を有する者または在外教育経験を有する日本人を対象とする「特別入試Ⅱ」を設けた。（愛知）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、入学者の多様性の確保を目的として「社会人特別選抜」（募集定員3名）を導入。（金沢）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、入学者の多様性の確保を目的として、社会人・他学部（非法学部）出身者を対象とする特別選抜（募集定員5名程度。書類審査と口述試験で評価・判定）を実施。（名古屋）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、志願者の時間的、経済的負担の軽減を目的として、学部の早期卒業者を対象としたスカラシップ入試（早期卒業）を導入。選考は、他の入試と異なり「書類審査100点」、「筆記試験（小論文）100点」、「面接試験100点」とし、志望理由書の記載内容についても「現在の勉学に対する姿勢、到達度についての認識、さらには、今後の改善点等学習姿勢と理解力の自己診断的な内容を踏まえた志望理由」（1500字以内）として実施。（専修）

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について④

### 審査内容

- ✓ 平成29年度入学者選抜より、本研究科の教育理念に沿った学生獲得のため、一般入試（B日程）で法学未修者入試の小論文試験と事前課題のいずれかを選択できる方式を採用した。（\*期待した効果が得られず、平成31年度（2019）以降採用せず）（岡山）
- ✓ 平成29年度入学者選抜より、本研究科の教育理念に沿った学生獲得のため、志望理由書の字数を1,000字から1,200字に増加した。（岡山）
- ✓ 令和元年度入学者選抜より、平成30年から法科大学院全国統一適性試験が実施されなくなったことを受けて、適性試験の成績を審査対象から除外。それを受けた審査内容の変更。（多数）

#### （審査内容の変更の例）

- ・ 統一適性試験の成績を書面審査（第1次選抜）に含めないこととし、それに伴い、志望理由書を出願書類として提出を求め、書面審査（第1次選抜）に志望理由書を含めることとした。（北海道）
  - ・ 従来から実施している面接試験において（特に未修者については簡単な設例をその場で受験生に与えた上でのディスカッション、その他の方法を通じて）適性試験が担ってきた論理的判断力、分析的判断力等の素養をチェックするように改めた。（上智）
  - ・ 未修者試験は小論文(60分)+面接(20分)の一方式に変更となった。（法政）
  - ・ A方式（法学未修者一般入試）前期・後期日程では、法科大学院全国統一適性試験第4部を利用した選考を取り止め、小論文試験受験による選考のみとした。B方式（社会人特別選抜入試）及びC方式（英語優秀者特別選抜入試）では、面接試験において、予め1000字程度の文章を読んだうえで読解力及び論理的思考力を有しているかの審査を行うこととした。（同志社）
  - ・ 一般入学試験B日程に筆記試験（長文読解・小論文）を追加し、C日程は志望理由書を書類審査に加えるとともに面接を追加。卒業見込者特別入学試験には、筆記試験（長文読解・小論文）を追加。（関西）
  - ・ 適性試験のウエイトが50%であったS日程試験は実施せず、全日程（A・B・C）を通じて統一した選抜基準と選抜方法に一本化（福岡）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、未修者コース（一般）に面接を課した。（学習院）

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑤

### 審査内容（続き）

- ✓ 令和2年度入学者選抜より、休学者や退学者が多く標準年限修了率が低いといった課題に対応するため、書面審査に入学後の学修時間の確保および学修継続の意志を記入する欄を設けた。（筑波）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、筆記試験（小論文）について、それまで新聞社説を題材としてきたが、思考力のみならず読解力も測ることを目的に、題材を書籍の長文に変更した。（明治）
- ✓ 令和4年度入学者選抜より、一般選抜（法学未修者コース）法曹ポテンシャル入試の選抜方法について、特定の知識や思考などの深さを問うのではなく、広い視野や適性を有しているか把握する為、書類審査・小論文試験・一般知識による審査に変更した。（中央）
- ✓ 令和4年度入学者選抜において、B方式（社会人特別選抜入試）及びC方式（英語優秀者特別選抜入試）では、面接試験において用いる読解用の文章を、これまでの1000字程度の文章から、1500字程度の文章へと改め、文章読解力および論理的思考力を有しているかの審査を充実化した。（同志社）
- ✓ 令和6年度入学者選抜から、志願者自身の思考力、判断力、主体性などをより効果的に判定するため、志望理由書（800字程度）に代えて自己評価書（1600字程度）を課し、志願者自身に自己評価を行わせ理由を述べさせることとした。同時に、これまで判断力、思考力、分析力、表現力等の資質の判定のため行っていた資質確認試験を廃止した。（広島）
- ✓ 令和6年度入学者選抜より、未修者に限らず、一般選抜試験の書類審査において、「法律実務家を目指す理由、及び自身が法律家としての適性を有すると考える理由」を検討し、1500字程度にまとめて論述させる形に変更した。その目的は、法律実務家を目指す理由、及び自身が法律家としての適性を有すると考える理由を明確に意識することを可能ならしめるとともに、未修者については、特にその論述に比重を置いた選抜を行うことで、適性を有する学生を選抜することに資する、という点にある。（九州）
- ✓ 令和7年度入学者選抜より、多様なバックグラウンドを持つ入学生の確保を目的として、一般入学試験B日程の審査方法を変更した（筆記試験の取り止め、面接の時間延長（15分→20分）、面接の形式変更（長文を読ませたうえでの質疑を追加）、書類審査に志望理由書を追加）（関西）

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑥

### 配点

- ✓ 平成23年度入学者選抜から、飛び入学制度の要件を明確化するために、「在学している大学の最上位の評語」としていた部分を「在学している大学の100点満点中80点以上」とした。（専修）
- ✓ 平成24年度入学者選抜より、社会人・他学部出身者の占める比率を維持・向上するため、書類審査における「成績証明書以外の書類」の配点を変更（総点数に占める割合は13.3%）し、令和元年度入学者選抜より、再度変更（総点数に占める割合は16.0%）（九州）
- ✓ 平成27年度入学者選抜の第三期一般入試より、選考において、「面接50点」を廃止し、書類選考の配点を50点から80点に変更した。（専修）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、面接内容の適切化を図り、課題文についての質疑応答を面接試験から小論文試験に移行することで、小論文試験の時間を60分から80分、配点を100点から140点および面接試験の試験の時間を20分から10分程度、配点100点から60点に変更した。（法政）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、一般入試において志願者の各種能力や主体的な態度を多面的に測り、未修者コースの質を確保するため、面接試験を追加し、筆記試験の比重を80%から60%に引き下げ。（関西）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、未修者一般入試において、多様性の観点より、語学能力の優れた学生を確保するため、指定の語学試験の成績により合否判定において10点を加点する制度を導入した。（関西学院）

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑦

### 選抜の実施回数

✓ 志願者の出願機会の確保、受験生の利便性の向上等を目的とし、選抜の実施回数を増加（多数）

(実施例)

- 平成17年度入学者選抜より、一般入試の実施回数を1回から2回に変更。その後実態等を踏まえて複数回の変更（平成29年度入学者選抜以降は4回実施）（専修）
- 平成23年度入学者選抜より、一般入試を2回（同一日程での未修・既修の併願可能）に、平成28年度入学者選抜より、3回（同一日程での未修・既修の併願可能）とし、受験機会を増加。（岡山）
- 平成24年度入学者選抜より、競争倍率の維持や入学者数の確保が難しくなってきたことから、年3回に、平成25年度入学者選抜より、年4回に変更。入試日程によっては十分な受験者数が集まらないことがあったため、平成28年度入学者選抜より、年3回に変更。（南山）
- 平成27年度入学者選抜より、入学者の多様性確保と受験機会の増を目的として、一般入試の実施回数を2回から3回に変更した。（上智）
- 平成28年度入学者選抜において、社会人特別選抜入試、英語優秀者特別選抜入試において、これまでの前期日程のみから後期日程の実施を追加。令和5年度入学者選抜より、出願者数・受験者数の観点から、後期日程のみ実施へと変更。（同志社）
- 平成29年度入学者選抜より、学力の高い入学者をより増加させることを目的とし、一般入学者選抜を秋季に加え冬季にも設けた。令和5年度入学者選抜より、未修者の入学者をより増加させることを目的とし、3年コースにつき追加的に夏季一般入学者選抜を設けた。（千葉）

## 【参考情報】Ⅳ. 法学未修者選抜の変遷について⑧

### 選抜会場

- ✓ 平成28年度入学者選抜について、幅広い受験機会の提供を目的とし、本学大阪サテライトキャンパスにおいても入学試験を実施（平成30年度まで実施）。（上智）
- ✓ 平成29年度入学者選抜から、「法学未修者特別選抜」枠（募集人員10名程度）を京都に加え東京でも実施することとした。（京都）
- ✓ 令和2年度入学者選抜から、合格者数や実際の入学者を確認し、入学者の増加に効果的につながっているとはいえないことから、大阪会場での入試を中止することとした。（広島）

### 試験時間

- ✓ 平成21年度入学者選抜より、受験生の便宜を図り、2日に亘っていた一般入試を法学未修者入試と法学既修者入試に分離（未修・既修の併願可能）し、各1日で完結できるよう変更した。（岡山）
- ✓ 平成23年度入学者選抜より、受験者の能力・適性をよりよく評価・判定するため、面接試験を新設し、筆記試験の時間を「90分×2コマ」から「120分×1コマ」に変更した。（東京）
- ✓ 平成25年度入学者選抜より、受験者（特に併願の受験者）の負担感を軽減することを目的とし、小論文の試験時間を180分から120分に短縮した。（大阪公立）
- ✓ 令和2年度入学者選抜より、受験生への配慮のため、開始時間を早め、資質確認試験と法律科目試験の間の時間を45分から1時間10分に変更し、昼休みを十分確保するように変更した。（広島）
- ✓ 令和5年度入学者選抜より、読解力に加えて処理能力も測ることを目的に、筆記試験（小論文）の試験時間を2時間から1時間に変更した。（明治）